

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当該休日は、
翌日がと日
の翌日)

告 示

鳥取県告示第七百八十六号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第二百九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成六年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◇告 示 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示（中小企業課）

種畜証明書の交付（畜産課）

木材業者の登録（林務課）

保安林の指定予定（森林保全課）

保安林の指定の解除予定（〃）

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起人の届出（水産課）

土地収用法による事業の認定（管理課）

道路予定区域を占有している違法工作物の撤去（道路課）

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正（会計課）

◇公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

平成六年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百八十七号
家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
株式会社 ジュン テンドー	ホームセンタージュンテンドー 用瀬店	八頭郡用瀬町大字鷹狩六八〇 三外

平成6年11月29日 火曜日

鳥取県公報

種別認明 書番号	名前	品種	生年月日	産地	血統		級別	被業者の住所 又は所在地及 び氏名又は名 称
					父	母		
平6 第1号	鳥取黒鹿 平茂	黒毛和種	平成5年3月5日	東伯郡東伯町	東平茂	第2うらもと2	1級	東伯郡赤崎町 鳥取県畜産試 験場
平6 第2号	鳥取黒鹿 第3号	谷平茂	平成5年5月20日	〃	〃	ますおかねみつ3	〃	〃
平6 第4号	鳥取黒鹿 森茂	〃	平成5年10月27日	気高郡鹿野町	糸北鶴	第2いとにしまつ	〃	西伯郡西伯町大字大木屋字若芽ガ谷七六四
			平成5年11月13日	日野郡日野町	富士森	もりしげ	〃	西伯郡西伯町大字大木屋字若芽ガ谷七六四

鳥取県告示第七百八十八号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十一月鳥取県条例第二百四十九号）第六条第一項の規定に基いて、次のとおり木材業者を登録したので、同条第二項の規定による旨示す。

平成6年11月11十九日

鳥取県知事 西 尾 四 次

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名
日本 第5号	平成6年 10月7日	日野郡江府町 大字下安井291	横田 弘己

鳥取県告示第七百八十九号

次のとおり森林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和三十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成6年11月11十九日

鳥取県知事 西 尾 四 次

六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成6年11月11十九日

鳥取県知事 西 尾 四 次

次

鳥取県知事 西 尾 四 次

鳥取県知事 西 尾 四 次

西伯郡西伯町大字大木屋字若芽ガ谷七六四

- 一 保安林予定森林の所在場所
西伯郡西伯町大字大木屋字若芽ガ谷七六四

- 二 指定の目的
水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めなし。

- (二) 主伐として伐採をするが、ややもすると立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

- 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第七百九十号

次のとおり森林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和三十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成6年11月11十九日

鳥取県知事 西 尾 四 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字駒帰字石船上エ五六二の一（次の図に示す部分に限る。）、五六二の二、字奥駒帰上エ五七一・五七五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五七四、五七六、字ウス谷五七七・五七八・五八三の一・字小田上エ五八五・五八六の一・字下毛向エ六三二・字杓ヶ原下モケ市六六〇・六六一の一（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百九十一号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第一百八条の二第三項に規定する同意を求めることについて、発起人になろうとすることに係る届出があつたので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

鳥取市

平成六年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百九十二号
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

届 出 事 項	漁業者調査の縦覧
發起人になろうとする者の住所及び氏名	加入区
漁業の区分	場 所 期 間
岩美郡岩美町大字田後 二〇一一二 水野行則	田後加入区
岩美郡岩美町大字田後 九五 山口政信	冲合底びき網漁
岩美郡岩美町大字大谷 二一八二一一九七 生越日出夫	田後漁業
井筒好和 一一八一一七四 岩美郡岩美町大字網代	協同組合
網代加入区	平成六年十一月 二十九日から十 二月十三日まで
沖合底びき網漁 業及びしいらつ け漁業	
網代港漁 業協同組 合	

二 事業の種類

古市墓地造成事業

三 起業地

- 1 収用の部分 鳥取市大字古市字村之後口地内
2 使用の使分なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

鳥取市尚徳町一六

鳥取市役所

鳥取県告示第七百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第九十一条第一項において準用する同法第三十二条第一項の規定に違反して道路予定区域を占用している工作物の撤去について、同法第九十一条第二項において準用する同法第七十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 次の工作物を設置した者は、平成六年十二月十四日までに当該工作物を撤去すること。

- 1 違法工作物 看板（幅一・七五メートル 高さ一・三三〇メートル）
2 占用場所 米子市葭津三〇七一三（県道米子境港線 道路予定区域）

二期限内に撤去されない場合は、道路管理者である県において撤去すること。

鳥取県告示第七百九十四号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正

し、平成六年十二月一日から施行する。

平成六年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表中

香取開拓農業協同組合	本所	西伯郡大山町	株式会社山陰合同銀行
浦富漁業協同組合	本所	豊房	大山支店

香取開拓農業協同組合	本所	西伯郡大山町	株式会社山陰合同銀行
大字浦富	大山支店	岩美郡岩美町	株式会社山陰合同銀行

網代漁業協同組合	本所	岩美郡岩美町	株式会社山陰合同銀行
福部村漁業協同組合	本所	大字網代	岩美支店
大字岩戸	株式会社山陰合同銀行	城北支店	岩美支店

に、

を

に、

を

酒津漁業協同組合	本所	氣高郡氣高町大字八束水	株式会社山陰合同銀行浜村支店
夏泊漁業協同組合	本所	氣高郡青谷町大字青谷	株式会社山陰合同銀行青谷支店
青谷町漁業協同組合	本所	氣高郡青谷町大字長和瀬	株式会社山陰合同銀行青谷支店
酒津漁業協同組合	本所	氣高郡氣高町大字酒津	株式会社山陰合同銀行浜村支店
赤崎町漁業協同組合	本所	東伯郡赤崎町大字赤崎	株式会社山陰合同銀行浜村支店
中山漁業協同組合	本所	西伯郡中山町塩津	株式会社山陰合同銀行赤崎支店
御来屋漁業協同組合	本所	西伯郡名和町大字御来屋	株式会社山陰合同銀行名和支店

に改める。

を

い、

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	ファイナルパンチ	豊丸産業株式会社
"	ファイナルパンチ2	"
"	C R スーパーイーグルX	"
"	パワー・リーグ2	マルホン工業株式会社

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合しないと認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成六年十一月二十九日

鳥取県公安委員会委員長 松 本

憲